

改正 2022年2月17日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、武蔵大学（以下「本学」という。）における競争的研究費に係る間接経費（以下「間接経費」という。）の取扱について「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、各用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「競争的研究費」とは、内閣府の「競争的研究費制度一覧」に掲載される制度により本学が受給する経費をいう。
- (2) 「研究者」とは、本学専任教員及び競争的研究費を使用して研究に従事する本学関係者全ての者をいう。
- (3) 「直接経費」とは、競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究者又は本学が使用する経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として本学が使用する経費をいう。
- (5) 「配分機関」とは、競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を本学または研究者に配分する機関をいう。

(間接経費の額)

第3条 本学における間接経費の額は、直接経費額の30%に相当する額とする。ただし、当該公的研究費配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに従うこととする。

(間接経費の執行計画)

第4条 間接経費の執行計画は、不正防止計画推進委員会の審議を経て毎年度4月末までに学長の責任の下で作成し、本学諸規程に従い執行するものとする。

2 前項において作成した執行計画は、当該年度の競争的研究費の配分を受けた研究者に周知するものとする。

(間接経費の執行・管理)

第5条 間接経費の執行・管理は、共通指針の他、本学の経理関係諸規程に基づき経理課が適切に行わなければならない。

(間接経費の使途)

第6条 間接経費の使途に関しては、共通指針別表1によるもの及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）により本学が実施する研究倫理教育の経費とする。

(報告)

第7条 本学における間接経費の使用実績は研究支援課にてとりまとめるものとし、配分機関に対して定められた期日までに所定の報告を行うこととする。

(研究者の転出等)

第8条 研究者が他の研究機関等に転出、退職又は当該研究を廃止した場合の取扱は、配分機関の定めるとおりとする。

(所管)

第9条 この規程に関する所管部署は、研究支援課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成28年2月18日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、2022年2月17日から施行する。